那珂市土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領

平成２６年３月２８日
告示第２３号

那珂市土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領（平成１７年那珂市告示第８４号）の全部を改正する。

１　目的

この要領は、那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成２６年那珂市条例第１９号。以下「条例」という。）第７条及び第１１条第１項の規定による許可に係る市長の審査の手続等に関し必要な事項を定め、当該許可事務の適正かつ円滑な執行を図ることにより、土砂等の適正な埋立て等を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

２　事前協議の手続

（１）　条例に基づく土地の埋立て等の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土地の埋立て等に関する事前協議書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

なお、事前協議書の提出部数は２部とする。

（２）　事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

ア　埋立て等区域の位置図（縮尺２５，０００分の１から１０，０００分の１程度とする。）

イ　埋立て等区域の付近の見取図（縮尺２，０００分の１程度とし、当該埋立て等区域の周辺５００メートルの範囲を含むものとする。）

ウ　埋立て等区域の公図の写し（当該埋立て等区域及びその隣接地を含むものとする。また、当該公図の写しには各筆の地番、地目及び面積を明示し、当該埋立て等区域を朱書きするものとする。）

エ　埋立て等区域の地権者一覧（当該地権者の土地ごとに地番、面積を明示するものとする。）

オ　土砂等発生、処分フローチャート

カ　埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図

キ　埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

ク　土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

ケ　土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画及び経路図

コ　関係法令手続報告書（様式第２号）

サ　その他市長が必要と認める書類

（３）　変更許可申請に伴う事前協議書には、２（２）の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

（４）　事業計画者は、当該土地の埋立て等に関係する法令等について市長の指導を受けるものとする。

（５）　事業計画者は、市長の指導に基づき地元関係者に事業計画概要の周知及び同意を得るものとする。

（６）　事業計画者は、周辺住民等から事前協議書の閲覧の求めがあったときは、

関係書類を閲覧させなければならない。

（７）　市長は、２（１）により事前協議書の提出があったときは、その職員に計画地の現地調査を行わせるものとする。

（８）　市長は、事前協議が終了した場合は、その結果を土地の埋立て等に関する事前協議済書（様式第３号）により事業計画者に通知するものとする。

３　地元関係者に対する周知及び同意

（１）　事業計画者が同意を取得する地元関係者の範囲は、次のとおりとする。ただし、他の法令による許可等があった土地の埋立て等は、同意に代えて周知することができる。

ア　埋立て等区域の隣接する土地の土地所有者

イ　埋立て等区域の排水等を放流する水路等の管理者

（２）　事業計画者が周知を行う地元関係者の範囲は、次のとおりとする。

ア　埋立て等区域の外周道路、水路等に隣接する土地の土地所有者

イ　埋立て等区域の境界から、原則として１００メートル以内に居住する住民及び事業所

（３）　事業計画概要は、次の事項を記載するものとする。

ア　申請者の住所、氏名（名称）及び電話番号

イ　土地の埋立て等の目的、位置及び面積

ウ　土砂等の数量

エ　埋立て等の予定期間

オ　搬入経路を示した図面（概ね主要道路から埋立て等区域まで）

カ　その他必要な事項

４　事前協議の失効

事前協議が終了した旨の通知があった日から起算して９０日以内に条例第７条又は第１１条第１項の許可申請がない場合は、事前協議書が取り下げられたものとみなす。

５　許可の申請の省略

他の法令の規定による許可等があった土地の埋立て等で、２（２）の関係書類に基づき、埋立て等区域に搬入する土量が３００立方メートル未満の土地の埋立て等については、条例第８条の規定による申請を省略することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領は、平成２６年３月３１日現在那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成１７年那珂市条例第３０号）の許可を受けて土地の埋立て等を行っている場合には適用しない。

様式第１号（２（１）関係）

土地の埋立て等に関する事前協議書

年　　月　　日

那珂市長　　様

事業計画者
住　　所
（法人にあっては、主である事務所の所在地）

氏　　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議要領２（１）の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） ㎡
土地の埋立て等を行う期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量		

※添付書類は、事前協議要領２（２）に掲げるものとする。

様式第２号（２（２）関係）

関係法令手続報告書

年　　月　　日

那珂市長　　様

事業計画者
住　　所
（法人にあっては、主である事務所の所在地）

氏　　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

【土地利用規制関係法令】

関係法令	規制区域等	規制区域等の状況
自然公園法 茨城県立自然公園条例	含む 含まない	・特別地域（第１種　第２種　第３種） ・普通地域
自然環境保全法 茨城県自然環境保全条例	含む 含まない	・自然環境保全地域（特別地区　普通地区） ・緑地環境保全地域
首都圏近郊緑地保全法	含む 含まない	・近郊緑地保全区域（特別保全地区　保全区域）
都市計画法	含む 含まない	・風致地区 ・その他（　　）
都市緑地保全法	含む 含まない	・緑地保全地区
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	含む 含まない	・鳥獣保護区（特別、普通）
森林法	含む 含まない	・保安林区域 ・保安林予定森林、保安施設地区 ・地域森林計画対象民有林 ・その他（　　）
農業振興地域の整備にする法律	含む 含まない	・農業振興地域（農用地区域） ・集団的優良農地 ・その他（　　）
農地法	含む 含まない	・転用許可（第４条　第５条） ・農地改良届
文化財保護法	含む 含まない	・貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡 ・その他（　　）
砂防法	含む 含まない	・砂防指定区域
河川法	含む 含まない	・河川保全区域 ・河川区域 ・その他（　　）
海岸法	含む 含まない	・海岸保全区域
地すべり等防止法	含む 含まない	・地すべり防止区域 ・その他（　　）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	含む 含まない	・急傾斜地崩壊危険区域
国土利用計画法	含む 含まない	・一定面積以上の一団の土地
茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例	含む 含まない	・都市計画区域外
その他	含む 含まない	

【その他の関係法令】

関係法令	関係手続	手続の状況
騒音規制法 茨城県公害防止条例	要 不要	・特定建設作業の実施の届出

様式第３号（２（８）関係）

第　　号
年　　月　　日

様

那珂市長　　㊞

土地の埋立て等に関する事前協議済書

年　　月　　日付けで協議申出のあった土地の埋立て等については、次のとおり承認（不承認）を決定したので通知します。

土地の埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の面積	㎡
土地の埋立て等を行う期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
承認の条件（不承認の理由）	

備考　承認となった場合においては、通知日から起算して９０日以内に許可の申請がないときは、事前協議書が取り下げられたものとみなします。

教示　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、那珂市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表するものは、那珂市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。